

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定

平成12年1月21日
三重県告示第36号

改正 平成15年2月25日三重県告示第91号 平成18年2月28日三重県告示第188号
平成19年5月29日三重県告示第437号 平成21年2月17日三重県告示第98号
平成24年2月14日三重県告示第106号 平成27年3月24日三重県告示第211号
平成27年5月8日三重県告示第342号 平成30年2月13日三重県告示第88号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定します。

1 中間検査を行う区域

三重県全域。ただし、建築基準法（以下「法」という。）第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市の区域を除く。

2 中間検査を行う期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築の建築物で、法第27条第1項第1号、第2号（法別表第1（2）項から（4）項までに係る部分を除く。）又は第3号に該当するもの

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事に係るものとする。

主要な構造		特定工程	特定工程後の工程
ア	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
イ	鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあつては接合部）工事	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版にあつては接合部）を覆うコンクリートを打設する工事
ウ	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

（注）2以上の構造を併設している場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

木造の建築物については、鉄骨造の欄の規定を準用する。

主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。

5 適用の除外

法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む建築物及び同法第18条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。

附 則

この告示は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示の規定は、施行日以降に法第6条第1項の規定又は同法第6条の2第1項の規定により確認の申請書を提出する建築

物について適用する。

附 則（平成15年 2月25日三重県告示第91号）

この告示は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則（平成18年 2月28日三重県告示第188号）

この告示は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 5月29日三重県告示第437号）

この告示は、平成19年 7月 1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日前に法第 6 条第 1 項の規定又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定により確認の申請書を提出した建築物に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 2月17日三重県告示第98号）

この告示は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 2月14日三重県告示第106号）

この告示は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則（平成27年 3月24日三重県告示第211号）

この告示は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成27年 5月 8日三重県告示第342号）

この告示は、平成27年 6月 1日から施行する。

附 則（平成30年 2月13日三重県告示第88号）

この告示は、平成30年 4月 1日から施行する。